

区民企画公募事業「あらかわ文化イベント企画 応援プロジェクト」実施要綱

平成 25 年 4 月 1 日 決定

(25ACC 発第 4 2 0 号)

(事務局 長 決 定)

平成 26 年 1 月 1 日一部改正

平成 27 年 1 月 1 日一部改正

平成 28 年 1 月 1 日一部改正

(趣旨・目的)

第1条 この事業は、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下「ACC」という。）が、区内における、魅力ある芸術文化イベントの企画（および、その企画立案者）を発掘し、実施まで助言・サポートすることで、区民の芸術文化活動の一層の活性化を図ると共に、将来的に区から発信できる事業や人材を育成することを目的とする。

(募集対象)

第2条 応募資格は、代表者が区内在住・在勤・在学の団体および個人とする。

(募集期間)

第3条 募集期間は毎年度、理事長が別に定める。

(募集内容)

第4条 音楽・演劇・舞踊・美術等の分野で、一般区民を対象に、荒川区内で実施できる芸術文化イベントとする。なお、単に応募者又は応募者が属する団体の発表会・展示会を内容とするものなど、効果の限られるものは対象としない。

(募集)

第5条 応募しようとする者は、所定の書式（第1号様式：企画提案書・第2号様式：企画書・第3号様式：収支予算書）を、募集期間中に理事長に提出する。

(採択)

第6条 理事長は別に設置する審査会の審査に基づき、応募企画の中から最優秀企画としてグランプリ企画を採択する。

2 グランプリ企画に採択された企画以外で、グランプリ企画に準ずる優秀な企画がある場合は、準グランプリ企画として採択することができる。

3 優秀な企画がない場合は、すべての企画を採択しないこととする。

(審査結果通知)

第7条 審査の結果については、所定の書式（第4号様式：決定通知書・第5号様式：不採択通知書）にて応募者に通知する。

(実施)

第8条 採択されたイベントの実施期間は企画者とACCが相談のうえ決定する。

2 イベントの実施主体は企画者とし、実施に際し、ACCは、共催負担金を交付するほか、助言・広報での援助を行う。なお、企画者は、共催申請書を理事長に提出するものとする。

(負担金)

第9条 採択されたグランプリ企画に対しては、別表「負担金対象経費及び対象外経費」に基づく負担金対象経費から事業収入を差し引いた額について、50万円を上限として共催負担金を交付する。ただし、別表に定める負担金対象経費から事業収入を差し引いた額が50万円未満の場合は、当該額を負担金とする。

2 採択された準グランプリ企画に対しては、ACCの共催事業として支援する。

(実績報告)

第10条 主催者は、イベントが終了後、速やかに別に定める実績報告書をACC理事長に提出する。

(負担金の交付)

第11条 ACCは実績報告書を審査の上、負担金額を確定し負担金を交付する。

2 ACCは確定した負担金額を主催者に通知し、主催者からの請求書を受領後、負担金を交付する。

(企画者への継続支援)

第12条 採択された企画の実施結果が良好であり、かつ企画者が希望する場合は、3年を限度に共催事業として支援を継続することができるものとする。ただし共催事業の決定については、「公益財団法人荒川区芸術文化振興財団共催事業実施要綱」に基づき別途行う。

(その他)

第13条 この要綱の定めのないものについては、理事長が決定する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成26年1月1日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、平成27年1月1日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、平成28年1月1日から適用する。

< 別表 > 負担金対象経費及び対象外経費

対象経費	支出項目	内 訳 例
	出演料・謝金	出演料、講師謝金、プログラムノート執筆謝金 保育ボランティア謝金
	旅費	出演者宿泊代、出演者交通費、航空費
	舞台制作費	会場使用料、附帯設備使用料、公演委託料、舞台制作委託料 音響・照明委託料
	印刷費	チラシ・ポスター印刷費、プログラム印刷製本費 出演者等写真現像代
	広告宣伝費	新聞掲載広告料、雑誌掲載広告料
	通信・運搬費	郵便料、宅配料、機材等運搬費
	その他経費	機材レンタル代、著作権使用料、参加者保険料、入場券販売手数料 銀行振込手数料、看板設置・撤去代、駐車場整理委託料 稽古場借料、アルバイト委託料、消耗品代等
対象外経費	支出項目	内 訳 例
	飲食費	出演者ケータリング代、出演者弁当代 レセプション・パーティにかかる経費等
	備品費	備品・楽器の新規購入費
	その他経費	団体運営のための経常的経費・施設・設備等整備費